

第5章

特別支援教育を推進する教育諸条件及び
支援体制の整備・充実

第5章 特別支援教育を推進する教育諸条件及び

支援体制の整備・充実

1 特別支援教育を推進する専門性の高い人材の育成

【現状と課題】

平成 19 年の「学校教育法」改正による特別支援教育への転換に伴い、特別支援教育は「特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍するすべての学校において実施されるものである」ことが理念の一つとして掲げられました。

現在、発達障害の児童・生徒は小・中学校、都立高等学校等など、すべての学校・学級に在籍するものと推測されることから、第三次実施計画においても、「特別支援教室構想」をはじめとして、すべての学校における特別支援教育推進体制の整備や指導内容・方法の充実、障害のある子供の理解推進の充実等を重要な対応課題として位置付けています。

中でも、特別支援教育を推進する専門性の高い人材の育成と確保は、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対する教育内容・方法の充実を図る上で極めて重要です。

都教育委員会ではこれまでも、教育職員免許法認定講習^a(特別支援学校教諭 2 種免許部門)の実施・充実等によって専門性の高い人材の育成・確保に努め、本計画策定以前には約 50% (平成 14 年度)であった特別支援学校教諭免許状の保有率が約 56% (平成 21 年度)に向上しました。

しかし、小・中学校の特別支援学級や都立特別支援学校においては、児童・生徒数の増加に伴う学級数の増加によって教員数も増加傾向にあります。加えて、ベテラン教員の大量退職の時期とも重なって経験が少ない若手教員が増えていることや、他校種からの毎年の異動者も少なくないこともあり、障害のある子供の成長・発達や自立と社会参加を適切に指導・支援していくことのできる専門性の高い人材の育成と確保については、保護者や都民の期待や関心も非常に大きいものがあります。

特別支援教育への移行により、小・中学校、都立高等学校等の通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒もその対象として含まれることとなりました。「すべての学校において実施されるものである」ということは、「すべての教員が関わるものである」ということでもあります。

都教育委員会ではこうした認識に立ち、これからの都における特別支援教育の推進に当たっては、第三次実施計画において全都的な視点に立った人材の育成と確保のためのシステムの構築や OJT (校内研修) 体制の整備・充実を図る具体的な施策を展開する必要があると考えます。

【改善の方向及び計画】

(1) 職層研修の充実による特別支援教育の理解推進

都教育委員会ではこれまで、学校の組織力の向上・発揮に向けて、主幹教諭^bや主任教諭^c等の導入・配置(職の分化)を進めてきました。今後、各学校における特別支援教育の推進・充実においても、校長のリーダーシップの下、それぞれの職にある教員が自らの役割を十分に理解し、学校全体の教育力を更に高めていく必要があります。

こうしたことから、第三次実施計画においては第二次実施計画に引き続き、職層研修を計画的に実施し、特別支援教育全般や校内体制の整備の在り方等について理解啓発を図っていきます。

(2) 教員の専門性の向上を図る研究・研修の充実

都教育委員会ではこれまでも、東京都教職員研修センターを中心に特別支援教育に関する研修の充実に努めてきました。また、各区市町村教育委員会においても、それぞれの地域の実情に応じた研修が工夫・実施されています。

教員の研究・研修は、各学校でも積極的に実施されており、都立特別支援学校では自校の教員を対象とした校内研修のみならず、都立特別支援学校のセンター的機能の一環として地域に関わられた研修の充実等に努めています。近年では、小・中学校においても、特別な支援を必要とする児童・生徒に対する指導法の工夫に基づき学級・学校全体の学力等の向上を図る実践的な研究に取り組んでいる学校もあるなど、特別支援教育の推進に向けた研究・研修が充実しつつあります。

しかしながら現状は、各教育委員会や学校等が、それぞれの課題意識に基づいて研修を企画・実施している状況であることから、より効果的・効率的に質の高い研究・研修を実施できるよう、それぞれの役割分担を明確にする必要があると考えます。

こうしたことから、第三次実施計画において、全都的な視点に立った人材育成と確保のためのシステムの構築について検討する中で、平成23年度に学識経験者、都教育委員会関係部課、区市町村教育委員会関係者、学校関係者等で構成する「特別支援教育に関する研究・研修の推進・充実に関する検討委員会(仮称)」を設置するなどして、効果的・効率的な研究・研修の推進・充実方策について検討を行っていきます。

(3) 区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事の専門性の向上

区市町村の特別支援教育の推進に当たっては、各区市町村教育委員会においてリーダーシップを発揮できる人材の育成が不可欠です。現在、各区市町村教育委員会には、特別支援教育を担当する指導主事が配置されていますが、特別支援教育の経験がある指導主事は少ない状況です。

都教育委員会では、これまでも指導主事連絡協議会等を活用し、区市町村教育委員会の指導主事の特別支援教育に関する理解啓発や施策の周知に努めてきましたが、今後は、区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事の専門性の向上を図るため、協議会等の一層の活用とともに、都立特別支援学校のセンター的機能を活用し、特別支援教育に関する情報発信等の強化に努めます。

(4) 特別支援学校教諭免許状取得の促進等

第一次・第二次実施計画に引き続き、特別支援学校及び小・中学校に勤務する教員を対象とした「教育職員免許法」に基づく教育職員免許状認定講習(特別支援学校教諭2種免許部門)の拡充を図り、特別支援学校教諭免許状の取得の促進を図ります。

近年、新規採用教員の中には、大学在学中に専門的な知識・技能を身に付け、特別支援学級や特別支援学校の教員を希望する学生も増えつつあることから、今後とも、教員としての適性があり、特別支援学校教諭免許状を保有している人材を確保できるよう、教員採用選考における大学推薦制度を引き続き実施していきます。

(5) 教員の人事交流の推進

都教育委員会では現在も、小・中学校と都立特別支援学校間の人事交流を進めており、実績は少ないものの、特別支援教育コーディネーターの専門性の向上など人材育成の面で効果を上げて

います。

こうしたことから、第三次実施計画においても、都立特別支援学校、区立特別支援学校及び区市町村立小・中学校間の教員の人事交流の促進に努めていきます。

(6) 全都的な視点に立った人材の育成と確保のためのシステムの構築

前述したように、都教育委員会ではこれまでも、特別支援教育に携わる教員の専門性の向上に向けて、教員研修の充実や特別支援学校教諭免許状取得の促進、人事交流の実施等に努めてきました。

現在、特別支援教育への転換を踏まえ、障害のある子供の教育に関する専門性は、小・中学校の特別支援学級や特別支援学校の教員だけが身に付けていけばよいというものではなく、すべての教員に一定程度の知識・技能と指導力が求められるようになったといえます。

具体的には、特別支援教育全般に関する理解や発達障害を含む障害に関する基本的理解、教育課程の編成・実施や指導内容・方法、教材・教具の研究・開発等については、通常の学級や特別支援学級・学校を問わず、すべての学校に勤務する教員に求められる基礎的素養と言わねばなりません。小・中学校の特別支援学級や特別支援学校において障害種別ごとに求められる専門性も、これらの基礎的素養の上に成り立つものであることは言うまでもありません。

一方、障害の程度や状態が多様化する中で、小・中学校の特別支援学級や特別支援学校においては、障害種別に対応した高い専門性を有する教員の育成と確保が課題となっています。それぞれの障害種別に対する深い理解と豊富な知識、高い識見等に基づく専門性や指導力は、経験の蓄積による裏付けがあってこそ培われるものであることから、特別支援学級・学校の専門性の維持・向上のためには、専門性の高い人材の育成と確保は極めて重要です。

また、小・中学校の情緒障害等通級指導学級の利用者や、知的障害特別支援学級及び都立知的障害特別支援学校の在籍者が増加傾向にある中で、専門的な知識と技能を有するベテラン教員の大量退職の時期とも重なって経験が少ない若手教員の増えていることなどにより、教員の専門性の向上については、単に研修の充実や特別支援学校教諭免許状取得の促進等のみならず、採用や異動等を含めてより広い視点で検討を行っていかねばならない状況にあります。

こうしたことから、第三次実施計画においては、教員の採用、育成、異動等に関する現行制度の現状や課題を踏まえ、特別支援教育を巡る教員の専門性の育成と確保に関する新たな施策の検討及び制度改善に向けて、平成 23 年度に学識経験者、都教育委員会関係部・課、区市町村教育委員会関係者、学校関係者等で構成する「特別支援教育の推進に関する人材育成システムの構築に関する検討委員会（仮称）」を設置し、全都的な視点に立った検討を行っていきます。

2 都民に信頼される都立特別支援学校の学校経営支援

【現状と課題】

都教育委員会ではこれまでも、学校運営連絡協議会^dの設置、人事考課制度^eの改善、副校長の導入、主幹教諭や主任教諭の配置、学校経営計画の作成、予算執行等に関する校長の裁量権の拡大（自律経営推進予算^fの導入）など、都民に信頼される学校経営の確立に努めてきました。また、平成 18 年度には、都教育委員会と都立学校とのより緊密な連携を図るべく東京都学校経営支援センターを設置し、

都立学校の経営支援を行ってきたところです。

しかしながら、今後は、第一次・第二次実施計画において設置（計画）した学校や第三次実施計画における再編整備で計画されている学校の中には併置校化等によって規模が大きくなる学校があることや、教員が授業づくり（授業力の向上）に専念できるよう校務に関する事務の効率化を図る必要があること、学校や教員の更なる専門性の向上が求められていることなどから、都教育委員会として学校経営への支援をより充実させていく必要があります。

【改善の方向及び計画】

（１） 大学・外部専門家との連携による授業改善支援

都立特別支援学校においては、現在も大学教授等の学識経験者を学校運営連絡協議会の委員に委嘱したり、校内研修を充実させたりするなどして外部の専門家から指導・助言を得て授業改善を図っています。

今後は、こうした取組をより拡充していくために、第三次実施計画において実施を予定しているモデル事業とも関連付けながら、教員一人一人が授業改善のマネジメントサイクル⁹に関する知識・技能を身に付けることができるよう、大学等の研究機関等の協力を得て、年間を通じて定期的・継続的に外部専門家から授業改善に関する指導・助言を受けることのできる機会を工夫・充実させていきます。

（２） 学校経営診断の実施による学校経営支援

都教育委員会では、平成 21 年度より都立特別支援学校の学校経営診断を開始しました。平成 21 年度には 2 校（都立城南特別支援学校、都立羽村特別支援学校）で試行・検証を行い、平成 22 年度より本格実施しています。

学校経営診断は、外部有識者や学識経験者、都教育委員会関係者で構成する「診断チーム」が、学校が行う学校評価や学校運営連絡協議会等を活用した評価の結果等を参考に、各学校の特色のある教育実践の成果・実績等に関する評価を行い、校長の学校経営を支援していくものです。今後、数年をかけてすべての都立特別支援学校に対して実施します。

（３） 東京都学校経営支援センターとの連携

都教育委員会では、都立学校のより一層充実した学校経営と教育活動を支援するため、東京都学校経営支援センター（3 所 3 支所）を設置しています。東京都学校経営支援センターは、各学校が経営相談を寄せる最も身近な支援機関であり、日常的な学校経営支援、教育活動支援、予算の執行管理支援のほか、第三次実施計画における各種モデル事業や理解啓発事業などの実施に当たっても、各都立特別支援学校を迅速かつ適切に支援していく上で極めて重要な機能を担っています。

各東京都学校経営支援センターでは、各都立特別支援学校が都民や保護者の期待にこたえる学校経営を行うことができるよう、支援の充実に努めていきます。

（４） 複数の障害教育部門を併置する学校の管理・運営の在り方

第一次・第二次実施計画において設置（計画）した都立特別支援学校や、第三次実施計画における再編が予定されている都立特別支援学校の中には、併置化等によってより効果的・効率的な

学校経営を求められる学校があります。

こうした学校の管理・運営に当たっては、教育課程の編成・実施の管理、学校事故等の防止に向けた安全管理、教職員の人事管理、保護者や地域等との連携強化など、学校経営上の課題に円滑かつ適切に対応していくために、これまで以上に人的資源や物的資源等を有効に活用した効果的・効率的な学校経営が求められます。

都教育委員会では、こうした都立特別支援学校の管理・運営を支援するために、これまでの併置校の現状や課題を踏まえ、第二次実施計画に引き続いて検討委員会を設置し、教職員配置の在り方やICT機器の有効活用による校務運営の合理化等を含めた検討を行っていきます。

3 教育、福祉、医療、保健、労働等との積極的な連携

【現状と課題】

都教育委員会では、第一次実施計画において、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒やその保護者に対して総合的な支援を行うための地域性と専門性を備えたシステムとして「エリア・ネットワーク」構想を示しました。「エリア・ネットワーク」は、都立特別支援学校と地域の小・中学校等との日常的な学校間連携によって障害のある幼児・児童・生徒への教育的支援を行う「パートナーシップ」と、各地域（都及び区市町村）内において教育、福祉、医療、保健、労働等が連携を図り、障害のある幼児・児童・生徒のライフステージを適時・適切に支援していくことを目的とした「特別支援プロジェクト」を主たる機能としています。

都教育委員会では「エリア・ネットワーク」の実効性を高めるため、区立を含む知的障害特別支援学校（小・中学部設置校）をセンター校に指定して地域との連携強化に努めてきました。その結果、地域の小・中学校や区市町村教育委員会からは、巡回相談の実施や研修会講師の派遣依頼などの支援要請が増えているとともに、都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の地域とのつながりを維持・継続することを目的とした「副籍制度」も、学校間の連携によって実施内容の工夫が図られるなど、年々緊密な「パートナーシップ」が構築されてきています。

一方、「特別支援プロジェクト」についても、各区市町村は「発達障害者支援法」や「障害者自立支援法」の趣旨を踏まえて障害のある子供に対する早期からの支援体制の整備に取り組み始めており、一部の自治体では「サポート・ブック^h」の作成・活用等による乳幼児期からの支援体制の整備が工夫されています。

また、都教育委員会でも、福祉保健局、生活文化局、産業労働局などの協力を得て「東京都広域特別支援連携協議会」（「就学支援部会」及び「就労支援部会」）を設置し、「就学支援部会」と関連付けた「関係機関の早期支援の連携に関するモデル事業」の実施や、「就労支援部会」を活用した情報交換・共有など、部局間の連携強化に努めてきました。

今後は、こうした取組をより一層充実させ、それぞれの地域において教育、福祉、医療、保健、労働等が連携強化に努め、障害のある幼児・児童・生徒やその保護者を支援していく必要があります。

【改善の方向及び計画】

（１） 「エリア・ネットワーク」を活用した支援の充実

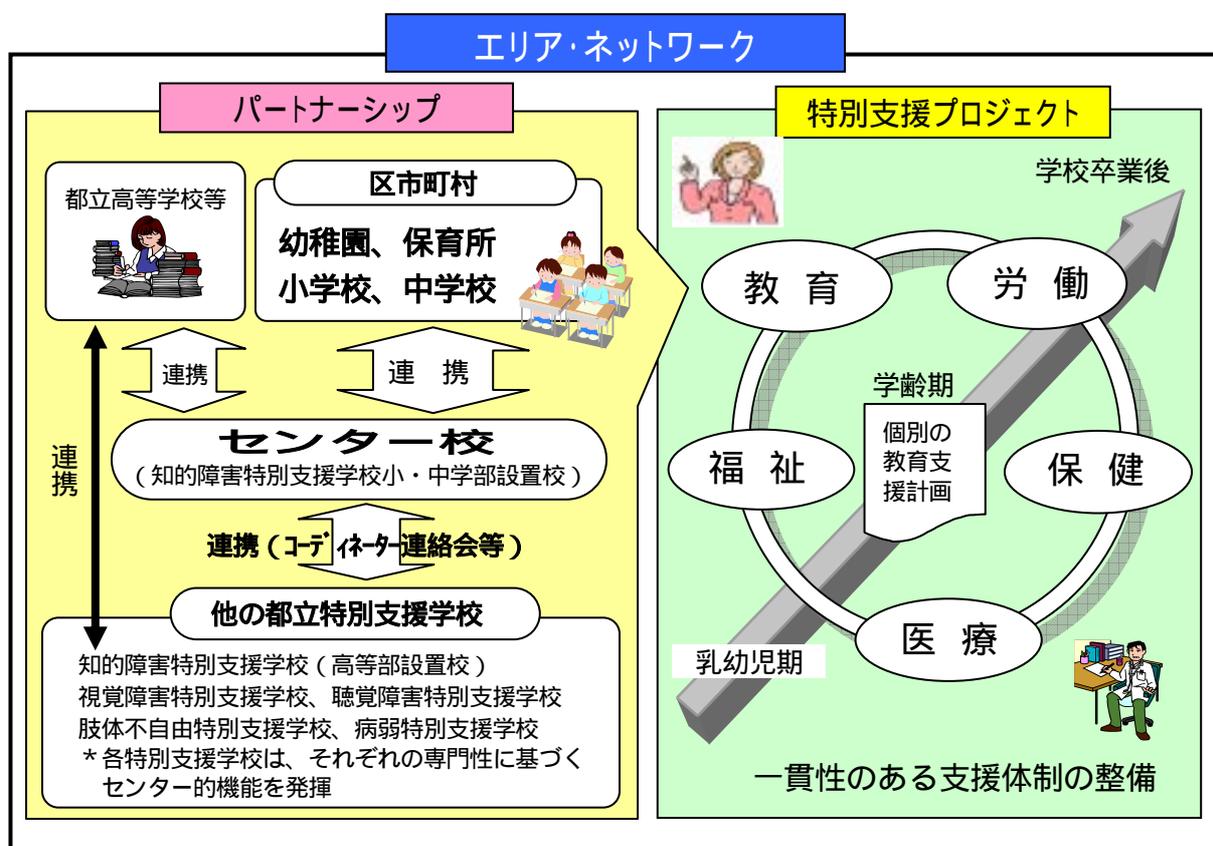
特別支援教育とは、障害のある幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、そ

の持てる力を高め、学習又は生活上の困難を改善又は克服するため、適時・適切な指導及び支援を行うものです。その際、「適時・適切な指導及び支援を行う」ためのツールとして作成・活用されるものが、個別指導計画及び個別の教育支援計画です。

個別指導計画や個別の教育支援計画は、就学期や社会参加期の移行支援計画である就学支援計画や個別移行支援計画も含めて、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒やその保護者に対して総合的な支援を行うための地域性と専門性を備えたシステムである「エリア・ネットワーク」において、必要に応じて関係機関の連携に基づく「支援会議」を実施するなどして活用・引継ぎされるものです。

こうした視点に立ち、今後は乳幼児期、学齢期、学校卒業後などそれぞれのステージにおける指導と支援の充実や、各ステージ間の円滑な移行支援のために「エリア・ネットワーク」の機能を十分に活用した具体的方策を工夫していくことが課題です。

【図4 エリア・ネットワークのイメージ】



(2) 都立特別支援学校のセンター的機能の整備・充実

第一次・第二次実施計画に引き続き、「エリア・ネットワーク」の実効性を高めるために、区立を含む知的障害特別支援学校（小・中学部設置校）をセンター校に指定し、センター校を中心に各エリアを形成します。

各センター校は、エリアの区市町村と緊密な連携を図り、地域の幼稚園や保育所、小・中学校、都立高等学校等における特別支援教育の充実を支援するとともに、必要に応じて都立視覚障害特別支援学校、都立聴覚障害特別支援学校、都立肢体不自由特別支援学校、都立病弱特別支援学校と連携を図り、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒やその保護者等への支援に努めます。

また、区内には私立特別支援学校が4校（聴覚障害特別支援学校2校、知的障害特別支援学校

2校)あります。今後、「エリア・ネットワーク」の機能の充実に向けては、こうした私立特別支援学校とも連携を図っていきます。

都立特別支援学校は、地域の教育委員会等と緊密な連携を図りながら、以下に示すようなセンター的機能の発揮に努めます。

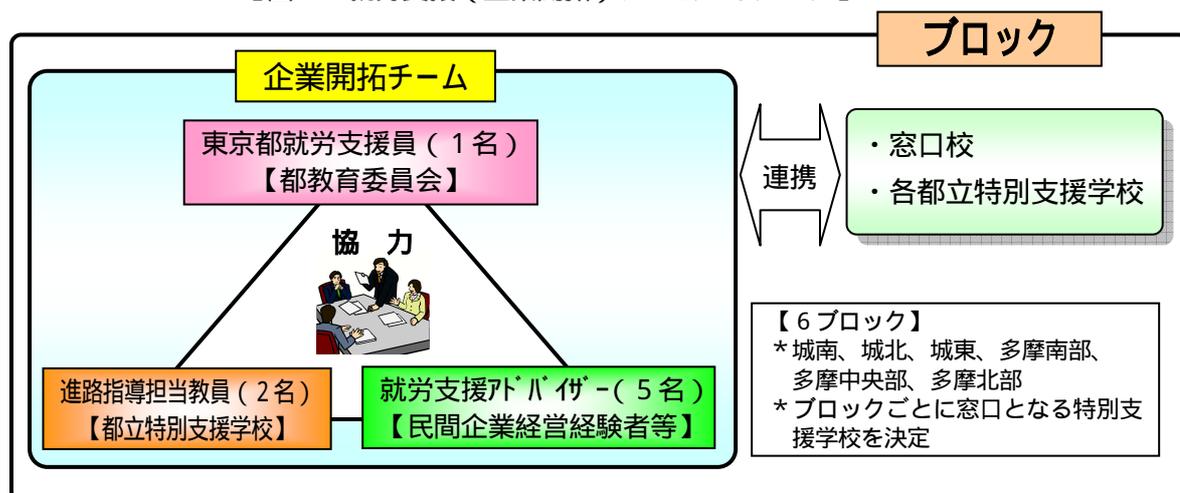
- 地域の幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校等からの要請に基づく巡回相談
- 地域の教育委員会、幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校等が行う研修会への講師派遣
- 地域の教育委員会が実施する就学相談・転学相談、教育相談への支援
- 後期中等教育（進路選択）に関する相談支援
- 乳幼児やその保護者を対象とした早期相談の実施
- 副籍等による交流及び共同学習の実施
- 学校公開や公開講座等の実施による地域への理解啓発
- 特別支援教育に関する情報提供
- 地域の教育、福祉等の行政機関が実施する施策・行事等への協力

(3) 職業的な自立を推進する新たな就労支援体制の整備

ア 就労支援（企業開拓）チームの編成・充実

都教育委員会では、知的障害が軽い生徒を対象とした高等部職業学科の設置に伴い、企業就労率 100%の目標達成に向けて民間や産業労働局、東京労働局等との連携による全都的な視点に立った就労支援体制の整備に努めてきました。第三次実施計画ではこれまでの成果と課題を踏まえ、新たな就労支援体制を展開します。具体的には、都内全域を6ブロックに分け、各都立特別支援学校の進路指導担当者の中から専門性の高い教員を委嘱し、企業経営者経験者等の中から障害者雇用に見識の高い人材を「就労支援アドバイザー」として登録し、東京都特別支援教育推進室に配置されている「東京都就労支援員」と連携を図りながら、企業開拓等の就労支援を行っていきます。

【図5 就労支援（企業開拓）チームのイメージ】



イ 民間の活用による企業開拓

障害のある生徒の職業的な自立を支援するため、上記の「企業開拓チーム」の編成・充実に加え、第二次実施計画に基づく民間を活用した企業開拓も継続し、企業開拓の充実に努めていきます。

ウ 企業向けセミナーの実施

第二次実施計画に引き続き、都教育委員会、福祉保健局、産業労働局等の連携による「企業向けセミナー」を開催します。同セミナーにおいては、障害者雇用の促進に関する情報提供、パネルディスカッションや分科会の実施などを通して、参加企業に対し都立特別支援学校の職業教育の内容や進路指導の実態などに関する理解推進を図り、障害者雇用に関する理解と協力を求めています。

(4) 都立特別支援学校の児童・生徒の健全育成の充実

都立特別支援学校の児童・生徒に対しては、将来の自立と社会参加に向けた職業教育の充実とともに、より良い地域社会の構成員として健全育成に向けた指導が重要です。

都教育委員会では、平成18年度から「知的障害が軽い生徒の健全育成推進委員会」(以下、「健全育成推進委員会」という。)を立ち上げ、「知的障害が軽い生徒の健全育成の手引き」を作成するとともに、都内を3ブロック(東部・中部・西部)に分けて、関係機関と連携した生活指導ネットワークを構築し、都立特別支援学校の児童・生徒の健全育成の取組を推進してきました。

今後は、健全育成推進委員会を中心に、都内3ブロックにおける「地区の健全育成連絡協議会」を年3回程度開催し、関係機関と連携した生活指導のネットワークを強固にし、都立特別支援学校の児童・生徒の健全育成の取組を一層充実していきます。

(5) 副籍制度の充実

都教育委員会では、都立特別支援学校に通学する児童・生徒の地域とのつながりを維持・継続するため、平成19年度より副籍制度を導入しています。

副籍制度は、導入から3ヶ年が経過し、副籍制度を利用する児童・生徒も増加傾向にあり、その内容も地域の小・中学校の協力の下、様々な実施内容が工夫されるなど、児童・生徒一人一人の実態やニーズに応じた活動成果が上がりつつあります。一方で、直接交流の実施率が全体の2割程度であること、手続の簡素化が求められていることなど、検討すべき課題も明確になってきました。

項目	一次・二次計画	第三次実施計画			
	16～22年度	23年度	24年度	25年度	26～28年度
副籍制度の充実		検討委員会		→	
		副籍実施要項 (試案) 作成	副籍実施要項 作成	→	実施
				報告会の開催 事例集作成	

こうしたことを踏まえ、第三次実施計画においては、学識経験者、都教育委員会関係者、区市町村教育委員会代表、学校関係者、保護者代表等で構成する「副籍事業改善検討委員会(仮称)」

を設置し、これまでの副籍制度の成果及び課題等の整理を行うとともに、副籍ガイドラインの見直しを進めます。

また、都教育委員会と区市町村教育委員会の連携の下、各区市町村教育委員会がそれぞれの地域の実情に応じた「副籍実施要項」を主体的に作成することを通して、より地域とのつながりを大切にしたい事業へと変革を図ります。

さらに、副籍制度のより一層の推進を図るため、副籍事業による交流及び共同学習の優れた実践について事例を収集し、報告会や事例集の作成等を行います。

(6) 都立特別支援学校における放課後等活動支援

平成 19 年度の放課後子供教室推進事業の創設に伴い、都立特別支援学校の児童・生徒の「居場所づくり」に関する要望が高まってきました。

都教育委員会ではこうしたニーズを踏まえ、都立特別支援学校の児童・生徒の放課後等の「居場所づくり」の活動を、保護者を中心に地域住民、福祉NPO法人、ボランティア等の参画による支援組織が行うことを目的としたモデル事業（平成 20・21 年度）を実施しました。

このモデル事業の成果に基づき、平成 22 年度からは、支援組織が確立し定期的な支援活動を安定的に実施できる学校を対象に「都立特別支援学校放課後子供教室推進事業」を本格実施（2 校）しています。また、本格実施への移行支援事業として「特別支援学校における学校外教育活動支援推進事業」も実施しています。

都教育委員会では、今後ともこうした事業の充実や区市町村教育委員会との連携強化に努め、都立特別支援学校に通学する児童・生徒の放課後等の「居場所づくり」を支援していきます。

4 都民の理解啓発の充実

【現状と課題】

共生社会の実現に向けては、障害のある幼児・児童・生徒と障害のない幼児・児童・生徒の相互理解はもとより、未来を担う子供を育てる教員や保護者を含めて、より広く、より多くの人々の理解啓発を図っていく必要があります。

都教育委員会では、これまでも第一次・第二次実施計画に基づき、一般都民を対象とした理解啓発イベントの実施や、理解啓発DVD（「夢に向かって共に進もう」）及びリーフレットの作成・配布、「特別支援学校に在籍する児童・生徒の理解教育の充実事業」などの取組を進めてきました。

また、各都立特別支援学校においても、東京都教育の日（毎年 11 月の第一土曜日）を活かした理解啓発活動、授業公開（通年）、障害のある人々の豊かな地域生活と社会参加を促進するための「本人講座」の実施、障害のある人々の地域活動を支援する人材育成を目的とした「ボランティア養成講座」等の積極的な実施に努めてきました。

今後は、こうした取組をより一層充実させるとともに、都庁内関係部局、区市町村教育委員会、関係機関・団体、保護者等と協力体制を構築しながら、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒や特別支援教育に関する理解啓発に尽力していきます。

【改善の方向及び計画】

(1) 障害のある児童・生徒の理解推進に関する教育活動の充実

ア 都立特別支援学校と地域の小・中学校、高等学校等との学校間交流の充実

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の理解推進のため、都立特別支援学校と地域の小・中学校、高等学校等との学校間交流の充実を図り、都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の理解教育を推進していきます。

イ 副籍事業の理解啓発資料の作成・配布

学校間で広く情報を共有し、自校の活動内容の創意工夫に役立てることができるよう、副籍制度を活用した交流（直接交流及び間接交流）による特色のある取組を全都から収集し、交流活動に関する理解啓発資料を作成・配布します。

(2) 理解啓発行事の実施等

ア 理解啓発行事の実施

第二次実施計画においては、平成 20 年度と 21 年度に、広く一般都民を対象とした理解啓発行事を実施してきました。今後は、より地域に密着・立脚した理解啓発が重要であるとの考えから、第三次実施計画においては、各東京都学校経営支援センターを中心とした理解啓発行事を充実させていきます。

イ 東京都教育の日を活かした理解啓発

第二次実施計画に引き続き、「東京都教育の日」（毎年 11 月の第一土曜日）を利用して、保護者や地域の人々を都立特別支援学校に招き、特別支援教育の充実・発展について共に考える取組を実施し、都における特別支援教育の理解啓発を図っていきます。

ウ 授業公開の実施

第二次実施計画に引き続き、保護者や都民に対し、特別支援教育や都立特別支援学校の教育活動に関する理解啓発を図り、開かれた学校づくりをより一層推進するため、各学校の授業公開日（週間）を教育課程に位置付け、積極的に授業公開を行っていきます。

(3) 都立特別支援学校や特別支援教育に関する理解啓発や広報活動の充実

ア 理解啓発リーフレットの作成・配布

第一次・第二次実施計画に引き続き、特別支援教育や障害のある児童・生徒の理解推進を目的としたリーフレットを適時・適切に作成します。

また、配布に当たっては、都及び区市町村の関係部局・部署の協力を得て教育や福祉の相談窓口で常備するなど、広く都民に周知できる方法を工夫します。

イ 都教育委員会のホームページの充実

都教育委員会のホームページにおいて、特別支援教育に関する情報を適時・適切に提供できるよう、内容の充実に努めていきます。

ウ 都立特別支援学校の教育機能の提供

各都立特別支援学校においては、障害のある人々の豊かな地域生活と社会参加を促進するため実施している公開講座（「本人講座」）と、障害のある人々の地域活動を支援する人材を育成するための「ボランティア養成講座」を引き続き充実させていきます。

また、各都立特別支援学校がその障害種別に応じた専門性を活かして、都民向けの講座を実

施するなど、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒についての理解をより一層推進していきます。

(4) 東京都特別支援教育推進室の情報提供機能の充実

現在、東京都特別支援教育推進室では、特別支援教育に関する書籍や雑誌、研究報告書、指導資料等の閲覧サービスを行っています。こうした、関係書籍・資料の中には、障害のある幼児・児童・生徒の理解に役立つ一般都民向けの読み物やビデオ・DVD等も豊富であることから、今後は、東京都特別支援教育推進室の専用ホームページや貸出サービス等の充実によって、都民への周知を図っていきます。

a 教育職員免許法認定講習

小・中学校、高等学校又は幼稚園の免許状のみで特別支援学校に勤務する教員に対して、特別支援学校教諭2種免許状を取得するために必要な単位の修得と教員の資質向上を目的として実施する講習。

b 主幹教諭

校長・副校長と主任教諭等との間での調整的役割を担い、自らの経験を活かして主任教諭等をリードしていく指導・監督層の職。職務内容は、校長・副校長の補佐機能、校長・副校長と教員との間の調整機能、人材育成機能及び監督機能の役割を果たす。

c 主任教諭

特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職。職務内容は、校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割、指導・監督層である主幹教諭の補佐、同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割を果たす。

d 学校運営連絡協議会

都立学校と地域社会とのパートナーシップを確立し、地域全体で教育活動の質的向上を支援していくことを目的に、保護者や地域の方々と意見交換を行う場として、全都立学校に「学校運営連絡協議会」を設置している。「学校運営連絡協議会」には、学校のマネジメントサイクルでの「評価・改善」の機能を担い、都立学校の継続的改善に向けた支援を行っていくための機能が期待される。

e 人事考課制度

都教育委員会が平成12年度より導入している制度。教員の資質能力の向上及び学校組織の活性化を図ることを目的とした制度であり、自己申告及び業績評価から構成される。自己申告とは、教員が学校経営方針を踏まえて職務上の目標を設定し、達成状況について自己評価するものである。また、業績評価とは教員の職務遂行上の能力や実績等を、公正かつ確実に評価し、公式に記録するものである。

f 自律経営推進予算

都立学校長の裁量権限拡大を図り、学校の自律的な運営を可能にすることを目的として、校長が策定した学校経営計画と連動し、校長の裁量が最大限発揮できる科目制限のない弾力的でかつ学校現場における予算編成・執行を可能とした制度。

g マネジメントサイクル

授業の質の向上や学校経営の改善のために行う、P（Plan：計画）D（Do：実行）C（Check：評価）A（Action：改善）のサイクルのこと。

h サポート・ブック

障害のある子供やその保護者に対し乳幼児期（障害の発見）から一貫性・継続性のある支援を行っていくために作成するもの。障害の様子、成長・発達の様子などを記録するとともに、必要な支援の方策や手だて等について記入し、関係者間で引継いでいくもの。保護者が中心となり、教育、福祉、保健、医療等の関係者が協力しながら作成・活用の充実を図っていく。現在、一部の自治体や保護者団体で開発と活用が進められている。

i NPO 法人

NPOとは、「Nonprofit Organization」の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称である。このうち「NPO 法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づき法人格を受けた「特定非営利活動法人」の一般的な総称である。法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズにこたえる重要な役割を果たすことが期待されている。